

確約書について

次頁の「確約書」記入例は、平成19年10月31日 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室からの、下記公表文書の記入例に基づいています。

「試験研究用の第一種特定化学物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)の輸入確認申請に際して申請書の記載内容を証明する書類(確約書等)の記載要領について」



確 約 書

平成 年 月 日

株式会社ケリントン ラボラトリーズ ジャパン
代表取締役 加坂 達司 殿

①住所
②会社名
③代表者名

代表者印



今般、貴社から購入予定の第1種特定化学物質は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）第14条ただし書に規定する試験研究用として以下の用途に全量使用し、その取扱い及び試験研究終了後の処理については、細心の注意を払うことを確約いたします。

1. 第1種特定化学物質の名称
ポリ塩化ビフェニル (PCB)

2. 第1種特定化学物質の商品としての組成、数量及び荷姿

①PCB 標準混合溶液 PCB-CAL-B10 (33種類 ノン溶液 1セット(200ul x 5)) x 1

ガラスアンプル 組成表は別紙参照

②PCB 標準混合溶液 PCB-LCS-A100 (14種類 ノン溶液 1.2ml) x 1

ガラスアンプル 組成表は別紙参照

記入例

3. 第1種特定化学物質を試験研究用に使用する者の所属、氏名及び電話番号

所 属：

氏 名：

電話番号：

4. 第1種特定化学物質を試験研究用に使用する事業所名及び所在地

事業所名：

所 在 地：

5. 試験研究の目的と概要

(1) 目的及び内容

環境試料(大気、排ガス、土壌)に含まれるポリ塩化ビフェニール(PCB)を異性体別に正確に定量分析するための標準物質として使用する。

ポリ塩化ビフェニール(PCB)は、理論的には209種類の異性体が存在し、今までの環境試料の分析ではPCB異性体の総量で定量されていた。しかし、その中には毒性の強い異性体(DL-PCB)が存在することから、毒性を正しく評価する為には、ポリ塩化ビフェニール(PCB)を異性体別に分別定量する必要がある。

今回購入するポリ塩化ビフェニール(PCB)は、ガスクロマトグラフ/質量分析計(GC/MS)で異性体別に定量分析を行うための標準溶液及び内標準液とする。

(2) 使用方法及び使用量

上記の PCB の混合標準液 (製品コード) は、そのまま、又は希釈し〇ng/mlの内標準溶液として、1試料につき、その〇mlを試料に添加して使用する。

また、()は、検量線作成用として、1回の測定でその1mlをGC/MSに注入して使用する。

(3) 使用期間

平成 年 月～平成 年 月

(4) 保管・廃棄方法

使用期間中は、標準品はガラスバイアルびんに、標準原液及び溶液は二重栓標準溶液びんに入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に保管する。

標準品、原液及び溶液は、全量使用することが前提であるが、万が一残った場合には、ガラスアンプル又は二重栓標準溶液瓶に入れ、更にポリエチレン袋で包装し密封の上、ふた付き空き缶に入れ、施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に永久保存する。また内部標準液として PCB を添加し使用した後の試料については、ガラスアンプルに入れ、上記の処理を施し施錠可能な毒劇物専用冷蔵庫で厳重に永久保存する。